

平成27年度
嘉手納町観光ガイド運営支援事業
仕様書

この仕様書は、嘉手納町が平成27年度に実施する「観光ガイド運営支援」の業務に関する仕様を定める。

1. 事業名

嘉手納町観光ガイド運営支援事業

2. 期間

契約締結の日から平成28年2月29日（予定）

3. 事業目的

本事業は、嘉手納町観光振興基本計画（平成25年3月）に基づき、育成された観光ガイドの運営について支援を行うものである。

観光ガイドの活躍は様々な側面から地域活性化に寄与することが期待されているが、ガイドの活動を維持・運営することが大きな課題となっている。

このことから、運営面の支援を行い、観光ガイドが町内で活躍することで、地域に根ざした訴求力の高い観光振興事業の展開、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

4. 事業内容

本事業の内容は以下のとおりです。

- ・嘉手納町が指定するものに対して観光ガイドの自立した実施に向けた運営支援を行う
- ・地域事業所等との連携及び協力体制を構築する
- ・まち歩きコースの造成及び造成支援を行う
- ・嘉手納町観光ガイド情報の発信を行う

5. 提出書類

本業務受託者は、以下の書類を提出すること。

- ①着手届 ②工程表（事業スケジュール） ③主任技術者届 ④業務担当職員表 ⑤経歴書
⑥完了届 ⑦納品書 ⑧その他、協議により指示のあった事項

6. 成果品の納入

- (1) 実施報告書 一式 10部
- (2) 新たなまち歩きコース 1コース
- (3) 上記(1)、(2)実施報告書の電子媒体 一式
- (4) その他、本業務で収集及び作成した資料 一式
- (5) その他、協議により指示のあった事項

7. 実施報告

- (1) 本業務受託者は、委託業務実施報告書（様式任意）の作成及び運営状況などを町役場から要請があれば直ちに報告・提出すること。
- (2) 本委託業務終了後すみやかに業務完了報告書（様式任意）を作成し、報告・提出すること。当報告書には事業結果の分析と提言を含むものとする。

8. リース物品について

本委託に当たりリースされた機材などについては、細心の注意を払って取り扱うものとする。重大な過失による破損は、自己責任において弁償しなければならない。

9. 業務上の留意点

本委託業務上、知り得た個人情報の取扱にあたっては、常に機密保持に努め、その内容を他に漏洩・紛失・改ざん等を自ら行ったりしてはならない。

10. 著作権

- (1) 当業務の実施に伴う成果物の著作権については、委託者に譲渡すること。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告がない場合は、委託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

11. 秘密の保持

- (1) 受託者は、委託者から秘密とされた事項及び本仕様に関して知り得た委託者の秘密を、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本条の規定は、本仕様に基づく手続き終了後も有効に持続する。

12. その他

本委託業務の実施にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、速やかに嘉手納町 産業環境課 商工振興係の職員と協議するものとする。